

一般財団法人 保健福祉振興財団 福岡県相談支援従事者研修学則

第 1 条 研修の目的

本研修は、相談支援業務に従事しようとする者が、地域の障がいのある方等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

第 2 条 実施主体

福岡県からの指定を受けて 一般財団法人 保健福祉振興財団 が実施する。

第 3 条 研修事業の名称

研修事業の名称は次のとおりとする。

福岡県相談支援従事者現任研修

第 4 条 受講対象者、受講資格

相談支援の業務に従事している者、または相談支援専門員の資格を有している者で、A・B のいずれかに該当する者

A、1 回目（初めて）の現任研修受講・・・過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること

B、2 回目以降の現任研修受講・・・過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること

第 5 条 実施期間及び実施場所等

研修内容	日程	開催日	
講義 (1 日相当)	共通	講義視聴期間	10/7(水)～11/3(火・祝)
		受講完了確認書 事前課題	11/3(火・祝)23 時 59 分必着
演習 (3 日間)	A 日程	演習	12/2(水)、1/13(水)、2/8(月)
		インターバル課題①	12/3(木)～12/20(日)
		インターバル課題②	1/14(木)～1/24(日)
	B 日程	演習	12/11(金)、1/18(月)、2/15(月)
		インターバル課題①	12/12(土)～1/4(月)
		インターバル課題②	1/19(火)～1/29(金)
	C 日程	演習	12/19(土)、1/30(土)、2/27(土)
		インターバル課題①	12/20(日)～1/11(月)
		インターバル課題②	1/31(日)～2/11(木)

第 6 条 研修カリキュラム

研修内容			
講義 (eラーニング)	1 日目	6 時間	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法等の現状／本人を中心とした支援におけるケア マネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法 ／実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法
演習	2 日目	09 : 30 ～ 17 : 30	意思決定支援に着目した個別相談支援／事前課題の事例報告／ インターバル期間の整理と共有
	インターバル期間①（課題作成）		
	3 日目	09 : 30 ～ 17 : 30	相談援助に求められるチームアプローチ（多職種連携）／ インターバル期間の整理と共有
	インターバル期間②（課題作成）		
	4 日目	09 : 30 ～ 17 : 30	コミュニティワーク／人材育成のためのスーパービジョン

第 7 条 講師氏名
(別紙 1) 講師一覧

第 8 条 受講手続(募集要領等)

- (1) 以下の書類について、期日までに所定の WEB フォームより提出する。
 - ・相談支援従事者初任者研修修了証（必須）
 - ・相談支援従事者現任研修修了証（2 回目以降の受講者のみ必須）
 - ・実務経験証明書（必須）
 - ・法人推薦書（任意）
- なお、郵送・FAX の提出による申込は不可とする。
- (2) 書類審査の上、受講者の決定を行い、受講者宛に受講決定を通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 募 集 期 間：令和 8 年 8 月 7 日（金） ～ 9 月 6 日（日） 23 : 59

第 9 条 受講料等

相談支援従事者現任研修（全日程） 49,500円（演習教材費、消費税込※）
 受講料については受講決定通知書が到着後、直ちに指定機関に支払うものとする。
 ※講義（eラーニング）視聴時に使用するテキストは別途購入とする。

第 10 条 研修修了の認定方法

研修修了者全員に、一般財団法人 保健福祉振興財団 理事長名により、修了証書番号、修了年月日、氏名及び修了分野等必要事項を記載した修了証書を交付する。

第 11 条 特記事項

- (1) 科目の免除は行わないものとする。
- (2) 理由の如何にかかわらず、研修開始から 15 分以上遅刻した場合は欠席とする。
- (3) 次の各号の一に該当する者は、受講を取消することができる。
 1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
 2. 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。
 3. 事前課題等、規定の提出物を提出しない者。

第 12 条 修了者の管理方法

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、福岡県で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。ただし、修了証明書の再発行にかかる料金については、1 枚につき 5,000 円を受講者の負担とする。

第 13 条 提出先及び問い合わせ先

研修受講及び苦情等に関する連絡先は次のとおりとする。

一般財団法人 保健福祉振興財団 福岡支部 福岡県相談支援従事者研修係
福岡県福岡市博多区博多駅南 4-2-10-5 階 TEL (092) 433-6552

第 14 条 附則

この学則は令和 8 年 8 月 7 日（金）から施行する。